

(一社) 長 崎 県 建 設 業 協 会
(一社) 長 崎 県 中 小 建 設 業 協 会
(一社) 長 崎 県 造 園 建 設 業 協 会
(一社) 長 崎 県 ほ 装 協 会
(一社) 長 崎 県 管 工 事 協 会
(一社) 長 崎 県 港 湾 漁 港 建 設 業 協 会
(一社) 長 崎 県 斜 面 安 定 技 術 協 会
(一社) 長 崎 県 の り 面 協 会
(一社) 長 崎 県 空 調 衛 生 設 備 業 協 会
(一社) 長 崎 県 解 体 工 事 業 協 会
長 崎 県 建 設 工 業 協 同 組 合
長 崎 県 電 気 工 事 業 工 業 組 合
長 崎 県 管 工 事 業 協 同 組 合 連 合 会
(一社) 長 崎 県 漁 場 整 備 開 発 協 会
長 崎 県 造 船 協 同 組 合

様

長崎県建設工事入札手続等検討委員会
事務局長（建設企画課長）
（ 公 印 省 略 ）

営業所技術者等又は経營業務の管理責任者が現場技術者を兼務する場合の取扱いについて

営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者をいう。）又は経營業務の管理責任者が、現場技術者（主任技術者又は監理技術者）を兼務する場合の取扱いについて、下記のとおりとする。

記

1 営業所技術者等の兼務について

以下の各建設工事について要件を満たす場合は、特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者は主任技術者の職務を兼ねることができる（ただし、専任特例を除く）。また、（1）～（3）の併用はできない。

（1）主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がある建設工事（建設業法 26 条の 5）

以下の全てを満たすことが必要。

ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

イ 兼ねる工事現場の数が 1 以下であること。

ウ 以下 1) ～ 8) を満たしていること。

- 1) 建設工事の請負代金の額が、1 億円未満（建築一式工事の場合は 2 億円未満）であること。
 - 2) 営業所から当該工事現場の距離は、一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ移動時間がおおむね 2 時間以内であること（移動時間は片道に要する時間であり、移動手段は自動車に限定し、有料道路は使用しないこととする。）また、工事の施工箇所が県内にあること。
 - 3) 当該建設工事で下請次数は 3 を超えないこと。なお、総合評価落札方式を採用した工事等で、下請次数の制限を誓約したものについては、制約事項が優先される。
 - 4) 当該建設工事に置かれる主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるためのもの（以下「連絡員」という。）を配置すること。なお、連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し、1 年以上の実務の経験を有するものとする。
 - 5) 当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。なお、情報通信技術については、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS 又は CCUS と API 連携したシステムであることが望ましいが、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能である。
 - 6) 当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。なお、情報通信機器については、遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できる手段とし、一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB 会議システムでも差し支えない。
 - 7) 当該建設工事を受注した建設業者が、次に掲げる事項を記載した「人員の配置を示す計画書」（様式 3）を作成し、発注者に提出の上、工事現場毎にも備え置くこと。
 - イ 当該建設業者の名称及び所在地
 - ロ 主任技術者又は監理技術者の氏名 及び 所属する営業所の名称
 - ハ 主任技術者又は監理技術者の一日あたりの労働時間のうち、労働基準法第 32 条第 1 項の労働時間を超えるものの見込み及び労働時間の実績

ニ 各建設工事に係る次の事項

 - (イ) 当該建設工事の名称及び工事現場の所在地 及び 契約を締結した営業所の名称
 - (ロ) 当該建設工事の内容（建設工事の種類）
 - (ハ) 当該建設工事の請負代金の額
 - (ニ) 工事現場間の移動時間
※移動時間
 - (ホ) 下請次数
 - (ヘ) 連絡員の氏名、所属会社及び実務の経験
 - (ト) 施工体制を把握するための情報通信技術
 - (チ) 現場状況を把握するための情報通信機器
 - 8) 総合評価落札方式の場合、履行確実性確保価格未満での落札でないこと。
- エ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(2) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事（営業所と工事現場が近接している場合）

以下の全てを満たすことが必要。

ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

イ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること。

ウ 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。

エ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(3) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事（(2)の場合以外）

(1) の要件を全て満たすこと。

2 経營業務の管理責任者の兼務について

長崎県が発注する建設工事を対象に、①②のとおり取り扱う。

① 1 (1) 又は 1 (3) の条件に該当する建設工事

兼務は認めない。

② 1 (2) の条件に該当する建設工事

次の要件をすべて満たす場合に限り、経營業務の管理責任者と主任技術者の兼務を認める。

- ・経營業務の管理責任者と主任技術者を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること。
- ・経營業務の管理責任者が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- ・当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
- ・経營業務の管理責任者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

3 現場代理人及び配置技術者の兼務の確認時期について

配置予定工事の発注機関は、次の表のそれぞれ定める時点で、当該工事現場に配置する現場代理人及び主任技術者等が1及び2に定める要件を満たしているかの確認を行うものとする。

ただし、請負金額が250万円以下の工事は、長崎県建設工事執行規則（昭和49年長崎県規則第30号）第51条により、現場代理人等決定（変更）通知書を省略することができることとなっているため、下表の確認は不要とする。

入札方式	現場代理人	主任（監理）技術者
事前審査型一般競争入札 （議会議決案件の場合）	現場代理人等決定（変更）通知書提出時	本契約締結時（余裕期間を設定する場合は、工事の始期の前日まで）
事前審査型一般競争入札	現場代理人等決定（変更）通知書提出時	配置予定技術者に係る通知書提出時（余裕期間を設定す

		る場合は、工事の始期の前日まで)
事後審査型一般競争入札	現場代理人等決定(変更)通知書提出時	事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書提出期限時(期限前に落札決定する場合は、落札決定時)(余裕期間を設定する場合は、工事の始期の前日まで)
通常型指名競争入札又は随意契約	現場代理人等決定(変更)通知書提出時	現場代理人等決定(変更)通知書提出時

4 兼務を適用する場合の申請について

	Ⅰ(Ⅰ)、Ⅰ(Ⅲ)の場合	Ⅰ(Ⅱ)、Ⅱの場合
①入札手続き中における仮届け	【一般競争入札(総合評価落札方式)の場合】 落札者の仮決定後3日以内に提出する「配置予定技術者に係る通知書」の提出と同時に「技術者の配置に関する仮届出書」【様式Ⅰ】を提出すること。 【一般競争入札(価格競争)の場合】 落札候補者決定通知後3日以内に提出する「配置予定技術者等の資格及び工事経験表」【様式第4号】の提出と同時に「技術者の配置に関する仮届出書」【様式Ⅰ】を提出すること。 【上記以外の場合】 仮届けの必要なし。	
②契約締結後における申請(工事途中からの適用も含む)	契約締結後提出する「現場代理人等決定(変更)通知書」の提出と同時に「人員の配置を示す計画書」【様式3】を提出すること。	契約締結後提出する「現場代理人等決定(変更)通知書」の提出と同時に、別記様式Ⅰ号を提出し協議すること。

5 その他

○通知中の「恒常的な雇用関係」とは、「建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について(平成16年2月26日付け15監第532号)」に規定する3か月以上の雇用関係があることをいう。

○通知中の「近接」とは、営業所と工事現場の移動距離が10km程度または30分程度で移動できるものをいう。

○工事途中に請負代金が基準を超えた場合、それ以降は制度を活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。基準を超えた場合の「基準」とは、下記2点を想定している。

- ・Ⅰ(Ⅰ)の条件内のウⅠ)に示す請負代金の上限額

・専任の技術者を要する建設工事の請負代金額の下限額

○現場代理人については、通常工事現場への常駐が求められていることから、原則として、営業所技術者又は経營業務の管理責任者との兼務は認められない。ただし、請負代金が 1,000 万円未満の場合で、1 (2) 又は 2 ②の要件を満たし、さらに、他に配置する者がいない場合は認める場合がある。

なお、上記により営業所技術者又は経營業務の管理責任者を現場代理人として配置する場合は、現場代理人等決定(変更)通知書提出時に別記様式 1 号を契約担任者に 2 部提出し協議すること。

○受注者が、本通知の規定に違反し、建設業法に抵触することとなった場合には、当該者の建設業の許可権者へ通報するとともに、契約解除となる場合があるので、厳に注意すること。

6 適用日

本取り扱いについては、令和 7 年 4 月 1 日以降適用する。(既に契約中の工事においても、要件を満たせば適用は可能である。)

本通知適用日以降、「経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者と工事現場に従事する主任技術者及び監理技術者の兼務に関する取扱いについて(令和 4 年 3 月 24 日付け 3 建企第 539 号)」は廃止する。

<問合せ先>

建設企画課 公共工事契約指導班 (内線: 3027)
(095-894-3027)

【様式Ⅰ】※技術者の兼務を予定している場合のみ提出

年 月 日

技術者の配置に関する仮届出書

(発注者) 様

受注者 住所
氏名

下記に示す当該工事で技術者の兼務を予定しているため、その内容について届け出ます。

なお、兼務にあたっての要件に適合せず、事後において技術者を配置できないこととなった場合、指名停止等の対象となる可能性があることを了知しています。

記

○当該工事に関する事項

工事名	
当初契約額（税込）	

○技術者の兼務にあたって適用する制度

適用する制度について左欄をチェックし、右欄の全ての要件に該当するか確認してください。

適用する制度 (該当の□にチェック)	事前確認（全ての要件に該当するか確認し、□にチェック）
☐ 専任特例Ⅰ号	☐ 兼務する建設工事の請負代金額は、1億円（建築一式では2億円）未満である。 ☐ 現場間の移動時間はおおむね2時間以内である。（移動手段は自動車に限定し、有料道路は使用しない。） ☐ 兼務の件数は当該工事を含め2件である。 ☐ 連絡員は同種業務で1年以上の実務経験を要する。 ☐ 工事現場の施工体制を、情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じる。 ☐ 工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器を設置し、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境を確保する。 ☐ 応札額は、履行確実性確保価格未満となっていない。

☐ 専任特例 2 号	☐ 兼務する工事の当初契約金額の合計が 3 億円未満である。 ☐ 監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な 3 カ月以上の雇用関係にある。 ☐ 現場間の移動時間はおおむね 2 時間以内である。（移動手段は自動車に限定し、有料道路は使用しない。） ☐ 兼務の件数は当該工事を含め 2 件である。 ☐ 監理技術者補佐は他と兼務していない。（当該工事の現場代理人との兼務は除く。） ☐ 監理技術者補佐の資格要件を確認している。 ☐ 兼務する工事での役割は、どちらも監理技術者である。（主任技術者ではない。）
☐ 専任の主任技術者の兼務 （建設業法施行令第 27 条第 2 項）	☐ 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が求められる工事、又は、相互に調整を要する工事（例：資材の調達を一括で行う、工事の相当の部分の同一の下請で施工する等）である。 ☐ 工事現場の相互の距離が 10km 程度に近接している。 ☐ 兼務の件数は当該工事を含め 2 件である。
☐ 国の技術者マニュアル三(2)④による監理技術者の兼務	☐ それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である。
☐ 営業所技術者等の専任現場兼務 （建設業法第 26 条の 5）	☐ 当該営業所において締結された工事である。 ☐ 兼務する建設工事の請負代金額は、1 億円（建築一式では 2 億円）未満である。 ☐ 営業所から工事現場までの移動時間はおおむね 2 時間以内である。（移動手段は自動車に限定し、有料道路は使用しない。） ☐ 兼ねる工事現場の数は 1 件である。 ☐ 連絡員は 1 年以上の実務経験を要する。 ☐ 工事現場の施工体制を、情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じる。 ☐ 工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器を設置し、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境を確保する。 ☐ 応札額は、履行確実性確保価格未満となっていない。 ☐ 営業所技術者等は、当該請負業者と直接的かつ恒常的な 3 カ月以上の雇用関係にある。

※事前確認の他、関連通知の適用要件についても確認すること。

※「専任特例 1 号」「営業所技術者等の専任現場兼務」については、契約締結後に、「現場代理人決定通知書」の提出と同時に「人員の配置を示す計画書」【様式 3】を提出すること。

※「専任特例 2 号」については、契約締結後に、「現場代理人決定通知書」の提出と同時に「専任特例 2 号に関する届出書」【様式 2】を提出すること。

※「専任の主任技術者の兼務」「監理技術者制度運用マニュアル三(2)④による監理技術者の兼務」については、現場代理人決定通知書を提出する前に、兼務承諾協議書による協議を行い、承認を得ること。

人員の配置を示す計画書

(発注者) 様

受注者 住所
氏名

建設業法第26条第3項第1号及び建設業法施行規則第17条の2の規定を受ける監理技術者（専任特例1号）、又は、建設業法26条の5及び建設業法施行規則第17条の5の規定の適用を受ける営業所技術者等の職務の特例について、下記のとおり届け出ます。

対象期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
------	---------------------	--

建設業者	名称 (イ※2)				
	所在地 (イ)				
主任技術者 又は監理技術者 (営業所技術者又は特定営業所技術者)	氏名 (ロ)				
	所属営業所名 (ロ)				※17条の5の場合のみ記載
	一日平均の法定外労働時間 (ハ)	見込み時間		実績時間	

建設工事Ⅰ (当該工事)	工事名称 (ニ(1))					
	工事現場所在地 (ニ(1))					
	契約締結営業所 (ニ(1))	名称			※17条の5の場合のみ記載 ※上記所属営業所と同じである必要	
		所在地				
	建設工事の内容 (ニ(2))		※法別表第1上段のどれか			
	請負代金の額 (ニ(3))		※1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）である必要			
	移動時間 (ニ(4))		(移動に要する所用時間が表示される距離計測ソフトを用いて算出すること)		※1日で巡回可能かつ概ね2時間以内である必要（自動車移動に限定し、有料道路は使用しない）	
	下請次数 (ニ(5))		※3次以内である必要（総合評価落札方式を採用した工事で、下請次数の制限を誓約したものは、誓約事項を優先）			
	工事現場の施工体制の確認方法 (ニ(7))					
	情報通信機器 (ニ(8))					
	連絡員 (ニ(6))	氏名				
所属会社						
実務の経験 ※実務の経験は1年以上である必要		工事名称	期間			
			年 月 ～ 年 月			
			年 月 ～ 年 月			
			合計 年 月			

建設工事2 ※専任特例 1号の場合 に記載	工事名称 (ニ(1))				
	所在地 (ニ(1))		※県内工事であること		
	建設工事の内容 (ニ(2))		※法別表第1上段のどれか		
	請負代金の額 (ニ(3))		※1億円未満 (建築一式工事の場合は2億円未満) である必要		
	移動時間 (ニ(4))		※1日で巡回可能かつ概ね2時間以内である必要 (自動車移動に限定し、有料道路は使用しない) (移動に要する所用時間が表示される距離計測ソフトを用いて算出すること。また、算出の際に指定した、現場の座標を下記に記入すること。) <現場の座標: 経度 度、緯度 度>		
	下請次数 (ニ(5))		※3次以内である必要 (総合評価落札方式を採用した工事で、下請次数の制限を誓約したものは、誓約事項を優先)		
	工事現場の施工体制の確認方法 (ニ(7))				
	情報通信機器 (ニ(8))				
	連絡員 (ニ(6))	氏名			
		所属会社			
実務の経験 ※実務の経験は1年以上である必要		工事名称	期間		
			年 月 ~	年 月	
			年 月 ~	年 月	
	合計	年 月			

※1：建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）

※2：省令（17条の2第1項第5号又は省令17条の5第1項第5号）の該当する号等、他同じ

※3：下記に示す資料を添付し、発注者へ提出すること。

（添付資料）

- 1）（専任特例1号の場合）兼務する相手方の工事の契約内容が確認できる資料（コリンズ又は落札者決定通知など）

(別記様式1号)

兼 務 承 諾 協 議 書

「経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者と工事現場に従事する主任技術者及び監理技術者の取り扱いについて」（平成28年6月1日28建企第139号）の規定に基づき、下記のとおり兼務について承諾願います。

なお、下記の者が前記取り扱いに規定されているすべての要件を満たしていることを誓約します。

記

兼 務 す る 者 に 関 す る 事 項	
兼務する者の氏名 (該当するものを ○で囲んでくだ さい。)	経營業務の管理責任者 ・ 営業所の専任技術者

兼 務 す る 工 事 に 関 す る 事 項	
工 事 番 号	
工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	
請負(見込)金額	
兼務するもの(該当 するものを○で囲 んでください。)	現 場 代 理 人 ・ 主 任 技 術 者

年 月 日

受注者 住 所
 商号又は名称
 代表者氏名

契約担任者 様

上記について、

(発注機関は、該当する方に○をつけること。)

☐	承諾します。
☐	承諾しません。上記とは別の者の配置をお願いします。

年 月 日

受注者 様

契約担任者 印